

居宅介護支援事業所 ふるさと 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人 夢 が開設する 居宅介護支援事業所 ふるさと（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態又は要介護状態にある高齢者（以下「利用者」という。）に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条

- 1 事業所の介護支援専門員は、事業の提供に当たっては、次の事項に努めるものとする。
 - 一 要介護状態等になった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮すること。
 - 二 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮すること。
 - 三 利用者の意志及び人格を尊重し、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行うこと。
- 2 事業の運営に当たっては、関係市町村、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保健施設等との連携に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名 称 居宅介護支援事業所 ふるさと
- 二 所在地 高崎市綿貫町1369

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 介護支援専門員1名
管理者は事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 二 介護支援専門員2名
介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、12月31日から1月3日までを除く。
- 二 営業時間 8時30分から17時30分までとする。
- 三 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(居宅介護支援内容)

第6条 指定居宅介護支援の内容は次のとおりとする。

- 一 居宅サービス計画作成
- 二 指定居宅サービス事業者との連絡調整
- 三 介護保健施設等への紹介
- 四 利用者に対する相談援助業務
- 五 更新申請に必要な援助
- 六 その他利用者に対する便宜の提供

(居宅介護支援の提供方法)

第7条

- 1 利用者から相談を受ける場所は、利用者の居宅若しくは利用者の指定する場所又は事業所内の相談室とする。
- 2 利用者との契約を行う場所は、利用者の居宅若しくは事業所内の相談室とする。
- 3 使用する課題分析票の種類は、MDS方式及び適当な方式とする。
- 4 サービス担当者会議の開催場所は、利用者の居宅もしくは事業所内の相談室とする。
- 5 事業所の介護支援専門員は、継続的に利用者の居宅を訪問し、利用者の近況及び居宅サービス計画の実施状況を把握し、利用相談にのるものとする。

(利用料等)

第8条

- 1 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働省が定める介護報酬告示上の額とし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは、利用者からは利用料を徴収しないものとする。
- 2 次条に規定する通常の業務の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。
 - (1) 通常の事業の実施地域を越えた地点から片道 15キロメートル未満 100円
 - (2) 通常の事業の実施地域を越えた地点から片道 15キロメートル以上 150円
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。
- 4 前項の費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用を支払った利用者またはその家族に対し交付するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、高崎市、佐波郡玉村町とする。

(その他運営についての留意事項)

第10条

- 1 事業所は介護支援専門員の質的向上を図るために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

| | | |
|---------|-----|-------|
| 一 採用時研修 | 採用後 | 6ヶ月以内 |
| 二 継続研修 | | 1年に4回 |
- 2 事業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は法人と事業所の管理職の協議に基づいて定めるものとする。

附 則

- この規程は、平成12年 6月 1日から施行する。
この規程は、平成19年 3月 1日から施行する。
この規程は、平成21年 7月 1日から施行する。
この規程は、平成22年 6月22日から施行する。
この規程は、平成25年 4月 1日から施行する。
この規程は、平成26年 2月 1日から施行する。
この規程は、平成27年 4月 1日から施行する。
この規程は、平成27年 7月21日から施行する。
この規程は、平成28年 4月 1日から施行する。
この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。
この規程は、平成30年 2月 1日から施行する。
この規程は、令和 2年 3月 1日から施行する。